|  |
| --- |
| 生活保護法第49条の２第２項第２号から第９号までに該当しない旨の誓約書　下　関　市　長　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　下欄に掲げる生活保護法第49条の２第２項第２号から第９号までの規定に該当しないことを誓約します。住　　　　所　*下関市南部町１番１号*氏名又は名称　*有限会社しものせき**代表取締役　　下関　太郎*　　　 |
| （誓約項目）**法人の場合は、名称、代表者の職、氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。**生活保護法第49条の２第２項第２号から第９号までの規定関係１　第２項第２号関係　　開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。２　第２項第３号関係　　開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。　 ※　その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定１　児童福祉法（昭和22年法律第164号）２　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）３　栄養士法（昭和22年法律第245号）４　医師法（昭和23年法律第201号）５　歯科医師法（昭和23年法律第202号）６　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）７　歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）８　医療法（昭和23年法律第205号）９　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）11　社会福祉法（昭和26年法律第45号）12　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）13　薬剤師法（昭和35年法律第146号）14　老人福祉法（昭和38年法律第133号）15　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）16　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）17　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）18　義肢装具士法（昭和62年法律第61号）19　介護保険法（平成9年法律第123号）20　精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）21　言語聴覚士法（平成9年法律第132号）22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）23　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）24　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）25　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）26　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）27　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）28　国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）29　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）30　公認心理師法（平成27年法律第68号） |